

公益法人の会計に関する研究会（第24回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第24回） 議事次第

日 時：平成28年12月2日（金）9:58～11:55

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 異常値発生への対応 P 3
2. 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化 P 7
3. 公益目的取得財産残額の算定の見直し（案） P 29
4. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保 P 32
5. その他---「27年度報告」に関する報告事項 P 33

【開始】

○小森次長 それでは、定刻前でございますけれども、皆さん、おそろいですので高山座長よろしく願いいたします。

○高山座長 それでは、第24回の「公益法人の会計に関する研究会」を始めさせていただきます。

きょうは、お手元の議事次第で5つの論点がございますが、特に2番目の特定費用準備資金につきましては時間をかけて皆さんの意見を伺いたいと思っております。

【議題1】 異常値発生への対応

(資料の説明)

それでは、1番目の「異常値の発生への対応」でございますが、この点について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○小森次長 それでは、資料1と参考資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料1の上の囲みの中の問題意識というか、検討事項でございますが、公益目的事業比率の異常値ということで、特定の年度の公益目的事業の大部分を特費の取り崩しによって賄う場合、公益目的事業比率が要件を満たさないこととなってしまうために何らかの措置が必要ではないかということでございました。

その下に「I 公益目的事業比率の根拠及び考え方」が書いてございますが、「根拠」は御案内のことでございますので省略させていただきます。

それから、「2 異常値発生の状況等」と書いてございますが、最初の6行は御案内のとおりというか、公益目的事業比率の算定は規則とか別表に基づいて計算するのですけれども、機械的に計算した結果のみで判断するというところでございます。

その上で、「一方」以下のところに今回の具体的な法人のケースが書いてございます。F法人と呼んでいますが、ほかの団体からの補助金によって高齢者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業を行ってきた公益事業のみをやっているという法人です。

ところが、平成23年度からはその補助金収入が得られなくなったということで、2号財産を取り崩して事業費に当てざるを得なくなったということです。

この2号財産というのは、もともと指定正味財産として6号財産に積んでいたものですが、行政庁、こちらからの指導によって2号財産に計上するように指導したということでございます。

その上で、事業費に充てる場合、毎年度、この2号財産を直接崩して事業費に充てるのではなく、法人の機関決定に基づいて特費に一旦、計上した上で後年度において取り崩して事業費に充てる。これは、法人のほうの判断でそうしたということでございます。

その結果、③のところでございますけれども、特費を積み立てる年度においてはその積み立てる額が費用にカウントされますので、公益目的事業比率を満たすこととなります。

しかしながら、取り崩しのみ、あるいは取り崩すほうが圧倒的に多いという年度につきましては、当然ですけれども、取り崩す特費の額が費用から控除されるということになりますので特費を使って事業を行うわけですけれども、プラスマイナスゼロになるということで、それ以外の事業で公益目的事業比率を計算する必要がある、そうすると、基本的にこの法人はほかに事業を行っていないということですので、公益目的事業しか行っていないのですが管理費がほとんどを占めるということになりまして、公益目的事業比率50%以上を満たさないことになったというものでございます。

「Ⅱ 対応に向けた考え方」が書いてございますけれども、公益目的事業比率の基準の考え方ですが、基本的には公益法人は活動の半分以上は公益目的事業にきなさいというものでございまして、要は実質が確保されていることが重要ということでしょう。したがって、外形上の指標のみで必ずしも実質があらわれないということがあれば、その実質を判断できるような方策を検討することもないわけではないと考えられます。しかし、本件の発生の経緯等を考慮すると、当該法人固有の事情が影響しているという面があるのではないかと、要は、もともと6号だったのを、そのまま使っていけば結果的によかったのですけれども、2号に1回移したとか、あるいはほかの財源を確保するというのもしておりませんし、特費の積み方もちょっと変わったやり方をしております、こういうことをやっているのはまだ事例としてはこの1法人のみでございまして、議題で挙げておいて恐縮ながら事務方でいろいろ議論した結果は、この法人のために共通の計算方式を検討するというより、個別の法人の問題ということで対応したほうがいいのではないかと考えた次第でございまして、御議論いただければと思います。

(議論)

○高山座長 当初、異常値が出たときの対応を事前に決めておく必要があるかどうかという検討でございました。1法人としてこのF法人の事例が出たので、今後のことも考えて、1年だけ異常値が出たときに、例えば数年間の平均が使えないとか、そういう対応を事前に図っておくべきかどうかについて検討していたのですけれども、今の事務局のお話からわかりますように、このケースをさらに分析していきますとちょっとレアケースの部分が出てきたということでございます。

これを2号のまま取り崩していけば問題はなかったのでしょうかけれども、それを1回特費に持っていくということをしたために、持っていったときには極めて高い公益目的事業

比率になったのですが、翌年度取り崩した結果、それが相殺されゼロになってしまうということで、ちょっとこの対応のほうの間違ったのかもしれないという反省があります。

今後のことを考えて、あらかじめこの比率についての激変緩和策を考えるべきなのか。あるいは、内容を分析するとういうように対応をちょっと誤った事例であったのではないかと、個別に考えていくべきなのかという2つの考え方が今、出ております。

この点につきまして、皆さんから忌憚のない御意見を伺いたいと思いますので、またいつもどおりですが、長参与のほうからお考えをお願いします。

○長参与 このケースは個別事例ということで、全く別のものだと思います。公益法人によっては公益目的事業をやっているのですけれども、その事業収益が何年間かの周期があるというような事業のスタイルもありまして、事業がピークのときは当然満たすが、非常にボトムになったときは満たせないといったような相談を受けたこともあります。

従って、何年間か周期、その事業サイクルに応じて公共目的事業比率を考えていただけるようになると、よりよいかと思っています。

○高山座長 中田参与のほうからいかがでしょうか。

○中田参与 このケースはすごく特殊で、これは一号に積み直せばいいだけの話ではないかという感じがとてもしたのですが、激変緩和策をとるべきかというのが多分、主題だと思いますが、どういう激変緩和策なのか。公益目的事業比率に関しての激変緩和策ということで考えると、今、長参与がおっしゃったようなケースは、まさにこれから検討しようとする、B特費とかで対応すればいいことであって、特別な激変緩和策に対応するか、そういうことというのは特には必要ないと思っております。

その辺のニーズがよくわからないので何とも言いようのないところなのですが、お考えになった事例がこれだけのレアケースということは多分ほかに事例がないんだろうと考えておまして、今のところは特に激変緩和策じゃなくて、今の枠組みの中の特費とか、そういうことの弾力運用で対応できればよろしいのではないかと思います。以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与から何か御意見ございますか。

○上倉参与 私はこの数字的な部分を今、理解できていないので何とも言えないんですけども、多分、現行の制度の中で上手に処理しようと思えばできるのではないかという気がしております。

したがって、特にルールの変更とかをする必要はなく、こういう特別な処理が行われた場合にはその個別の事情というような取扱いでやっていけばよいのではないかと考えております。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与、お願いします。

○金子参与 最初の指導の部分で、今から考えたらという話という理解でいいですね。

○高山座長 そうですね。

○金子参与 そこは余り大きくしないで、かつこれはレアケースということであればおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 私も、これは個別ということでいいのではないかと思えます。

○高山座長 皆様の御意見が、あらかじめ激変緩和策をとるのではなくて、こういうような個別事案は個別ごとに委員会のほうで対応していただければいいのかなというふうに思っておりますので、特に激変緩和策の平均値とか何かを考えではなくて、検討していただきたいということと、あとは特定費用準備資金を積むことによってどうなるのか、そして、それを取り崩すときにどうなるかのアナウンスをしっかりとさせていただいて、法人が間違いないような方策をしていただければ、こういうことは起きなかったのかなというふうに思えますので、そのような取り扱いではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局長、いかがですか。

○川淵局長 この話を局内で議論したとき、私は行政庁から不適切な指導があつて、その上で法人の特費の積み方もちょっとおかしいところがあるという前段があつて、その上で話になっていますので、これとは分けて考えたほうがいいのかと思っています。こういう状況にあるところから何か激変緩和措置みたいに考えないほうがいいのかと思つて、もう少し一般化して考えたらと私からも担当のほうに申し上げたという経緯がございます。

○高山座長 ありがとうございます。

小森委員、どうぞ。

○小森委員 私が説明するのもおかしいんですが、2枚目の資料の数字をごらんいただくと、④のところの公益事業比率が24FYで2.9%、それから下から2行目の26FYで0.6%、と記載されていて、これはどういうことかということで過去を調べていったら、6号から2号の取り崩し、特費という流れになったのがわかりました。そもそも法令上の比率の算定はデジタルに行われますので、ではこういうものはどうするんだというところから始まったのです。

だから、あまり例外を設けると行政指導的になってはいけないとは思いますが、これは例外中の例外という扱いで、行政庁の判断なり委員会の判断ということでいいのではないかというのが私の考え方です。

○高山座長 きっと皆さんも、最初はこういうケースがたくさん出たというふうに思つておりましたが、1例だけということと、あとは特費に積んだ部分ですね、2号に持つていったことは1つ置いておいたとしても、それを特費に持つていってしまうとこういうことで問題が起きたということですので、先ほど申しましたように特費の使い方は皆さん気をつけましょうということと、つまり実際に、使ったときは費用とはならないということとを理解いただく必要があり、一方、先ほどの1号財産に持つていけばよかっただけの話ですから、そこはうまく対応していただければと思えます。

それでは、事務局は今の点を踏まえていただいて、これについての修正案を作成してい

ただければと思っております。

【議題 2】 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に 控除される財産の明確化

(資料の説明)

それでは、きょうの一番大きな論点になりますけれども、議事の第 2 にいきます。

2 番で、「特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化」でございます。この点につきまして、事務局に御説明お願いいたします。

○小森次長 資料は、資料 2-1 と資料 2-2 でございます。資料 2-1 は縦の字が並んでいるもので、資料 2-2 が横表でございます。

まず、資料 2-1 でございますが、前回の整理ということできっと書かせていただいております。

前回の「現状」ということですが、控除対象財産について、要は本来の公益目的事業を行うために使われていないし、引き続き使うことが見込まれないような例があるということで、矢印のところですが、前に持田方式とか申し上げましたけれども、元本のみならず運用益についても寄附者の意思が確認できるということで、5号財産・6号財産に運用益を積み増している法人があります。どんどんこれも積み上がっていくおそれがあるということです。それから、1号財産のほうでも金融資産の運用益を「運営基盤強化基金」などとして計上している法人がいて、これも積み上がっていくおそれがあるような現状がございます。

それから、もう一つの逆特費、将来の収入源に対して特費を積むというものについても認めたり、認められなかったり、結構ブレが生じているおそれがあるというような現状でございました。

それで、「対応の方向」ということで、前回も大体こういうことだったかと思っておりますけれども、基本的には制度の趣旨に沿った運営ということと、よりわかりやすいスキームという観点から、まず①のところですが、現行運用ルールの徹底とか厳密化、それから控除対象財産に関する具体的事例の提示、6号財産とはどういうものかとか、そういうものをまずはやる。

その上で現行の特費、これも今回「A特費」と呼ぶことにいたしますけれども、それに加えて適用範囲を拡大した新類型、もうちょっと弾力的なものを追加する。今回、これを「B特費」と呼ばさせていただきます。それを設けて、公益目的事業に関する法人の積極的な事業計画に対応できるようにする。

この「B特費」、弾力的なものを積むという前提としては法人のガバナンスというか、マネジメントをしっかりとやっていただく必要があるという御議論もございました。

③でございますけれども、「B特費」を認める一方で、今後は5号財産、6号財産については本来の趣旨に立ち返りまして、寄附者から受け入れた財産というか、元本に限定する。運用益はもう5号財産、6号財産に積むということは認めない。運用益は今、申し上げました「B特費」のほうに積み立てを促していくようにするというところでございます。

一方、④でございますが、逆特費については新たに設けたB特費に計上することを可能にする。大体そういった御議論だったかと思えます。

それに基づきまして今回具体案を作ってみましたのがこの横表の資料2-2でございますので御説明いたします。

一番左が認定規則18条、ここに特費の定義と要件がございまして、それを書いた上で、真ん中がA特費、現行の特費の要件、これはガイドライン等においてあるものでございます。それに加えて、一番右にB特費の要件というのを書いたものでございます。一番左の認定規則の範囲内で設定しているつもりでございますけれども、この規則との適合性についてはまだちょっと精査は必要でございますが、一応それに沿って作っているつもりでございます。

一番左に特費の定義がございまして、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるための資金ということでございます。

要件の1つ目が、当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。A特費につきましては活動の内容、時期が費用として擬制できる程度に具体的なものである必要ということで、その下にありますけれども、何周年事業といった非常に実現可能性の高い事業計画が必要ということになっております。

今回、B特費は右のほうでございまして、資金積立の時点では個別事業とか時期まで具体化されている必要はないが、理事会等の機関決定をしっかりと行うということで、「一定期間内に対象事業を特定の上、資金を事業に使う」ということを確定させるというものでございます。

その下の「※」に書いてありますのは逆特費のこととございまして、対象活動は特定されているんですけれども、収益減少が見込まれる。ただし、A特費に該当するほどきっちりされていないというものもここに含めるということにしております。

ただ、これは後ほどまた触れますけれども、B特費にこの逆特費を位置づけるかどうかというのは御議論いただければと思っております。

一番下で、事業計画をいつ立てるかですけれども、A特費は原則1年以内と申しますのは、あるN年度に剰余金が出た場合、N足す1年度に特費を積み上げたいということで、そういう意味で1年以内と書いてございます。

一方、B特費のほうは当然費用の内容、時期を定めた事業計画を策定していただく必要はあるんですけれども、特にいつまでと設けなくてもいいのではないかとということで、可及的速やかにとしております。

続きまして、2ページ目でございます。A特費では事業実施までの期間ですけれども、

10年の長期を超えるような事業は適当ではない。10年ぐらいまではオーケーということでございますけれども、今回B特費で考えましたのは、積立事業の翌事業年度から5年以内に実施するというふうに期間を5年としております。これは、一般的な中期期間というのは大体5年ということでありますから、一応5年としたものでございます。

それから、一番左の②のところでございます。他の資金と明確に区分して管理されているという要件でございますけれども、これはA特費は今、貸借対照表で「特定資産」の科目に「〇〇積立資産」等と表示としておりまして、これもB特費も同じことだろうと考えます。

ただ、別表Cの(5)という特費の個別表のところでも明確にB特費とわかるようにして個別管理をするのではないかと考えております。

それから3点目、資金を取り崩す場合の制限のことでございますけれども、これはA特費もB特費も当然取り崩しの制限は同じと考えております。

ただ、計画の変更は、A特費は原則不可となっておりますけれども、B特費は一応可能としましたが、これはあまり縛らなくてもいいんじゃないかということで、別に計画の変更を推奨するわけではないですけれども、縛らなくていいのではないかということで、とりあえず可能という案にしております。

それから4点目でございますけれども、積立限度額は合理的に算定。A特費につきましては積立限度額を算定して、その同額に達するまで複数年にわたって積み立てる場合というケースと、単年度の積み立てと2つのケースがあるわけでございますが、B特費は基本的にその年に余った剰余金を積み立てるということでございますので、それが限度額ということで単年度の積み立てとなるということではないかという案にしております。

それから、⑤の③の取り崩しの場合の定めだとか、積み立て限度額とか、算定の根拠、その備え置きとか閲覧の措置についてはA特費もB特費もしっかり講じていただく必要があると考えております。

次の3ページ目でございます。ここが事務局でもなかなか絞り切れなかったのですが、この積み立ての財源でございます。A特費は、剰余金はどういう剰余金でも当然可能でございますけれども、B特費の場合もどういった財源でもいいというふうにするとB特費に集中するという懸念がありますので、積み立て財源は絞る方向で考えています。

一応3つ書きましたけれども、まず、ア)が寄附者等の使途指定がある運用益です。これは今まで5号とか6号に積んでいたものを指しておりまして、これは当然、今回の趣旨からいってB特費に積み立てていい財源であろうと思われま。

イ)は、さらにそのほかの財産の運用益も認める。1号財産の関係でというものでございます。

ウ)はそのほかですけれども、当初想定を超える寄附金増加額。これは、前回の資料でこのような特費の新類型を設ける場合、法人の責めに帰さないような剰余金はいないかというようなことを少し事務局のペーパーで書かせていただきましたけれども、そ

れを具体化したものでございまして、事業をやってその対価収入とかで出た剰余金とかはさすがに認めないでしょうが、他動的な要因といいますか、法人の責めに帰さないとか、そういったものはいいんじゃないかということで3つ書きましたけれども、ア) だけに絞ったほうがいいとか、イ) までいいとか、ウ) までいいとか、さらにはそのほかもいいとか、そういった御議論があらうかと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

その下に「ただし」と書いてありますが、これは逆特費の場合でございまして。逆特費の場合は、さすがに運用益に限るとか、そういうわけにはいかないのではないかと思ひまして、逆特費の場合は全ての剰余金は積み立てていいということになるのではないか。そうしますと、B特費の中に財源が違ふ2つのようなものが入ってちょっと座りが悪いということで、先ほど申し上げましたが、この逆特費はむしろA特費として認めるという整理のほうがいいのではないか。ちょっと整理学の話かもしれませんが、そういうような気がしてきた次第でございまして。

それから、その下の「※」は若干細かいところでございましてけれども、今回B特費とする運用益を一般正味財産に振りかえることにするか、指定正味財産のままとするかということも御議論いただければと思ひます。これは、27年度報告のときに運用益でも具体的な使途が寄附者の意思で明確にわかれば指定正味財産でいいという報告を出していただいております。その関係でいくと指定正味財産と認めてもいいのかもしれませんが、今回特費に積む以上はやはり一般ということで、2つの考え方があるかということですが、これもしっかりと整理しておく必要がありますので御議論いただければと思ひます。

ただ、その後ろに書いてございましてように、B特費にもし入れないような運用益があるとしても、それは寄附者の使途が確認できるということで、指定正味財産とするということは可能だと思ひますけれども、その場合でも先ほど申しましたように5号、6号財産には入れないということで遊休財産にはなると考えております。

その下でございましてけれども、今回A特費については公益目的事業のほかにそれ以外の事業も認めるということでございまして、B特費については今回の趣旨にかんがみまして公益目的事業のみとしたらどうかと考えております。

それから、一番下でガバナンスの件です。これはふわつとした案しか書いていまして、これもお知恵をいただきたいところでございまして、一応書いたのは、これまでのガバナンスに特段の問題がない法人、または内部統制システムが構築されている法人であつて、これまでにガバナンスとかで勧告を受けたりしたところはだめでしょう。さらに、B特費を一回積んで計画倒れに終わったようなところはガバナンスがないということでだめではないかということです。

ただし、そういうところでも内部統制システムをきっちり構築すればいいのかなと感じまして、そういうふうには書いていたのですけれども、ただ、これまでのガバナンスに特段問題のない法人というと、ほとんど最初はどこでもオーケーになってしまひまして、それ

でいいのかどうかという気もしております。

あとは、内部統制システムといっても、これも非常に厳格なJ-SOX法みたいなものもあれば、いろいろな範囲もあるということで、その辺を限定すれば余り膨大な作業にもならないのではないかと。その辺もまとまらなかったもので済みませんけれども、いろいろここもお知恵をいただければと考えております。

以上がB特費の説明で、先ほどの縦のほうの資料2-1の裏のほうにいただければと思います。「考えられる論点」と書いてございますが、大体、今御説明の中で申し上げましたけれども、B特費の期間を5年でいいのかとか、逆特費をA特費にするのか、B特費にするのかとか、財源をどこまで認めるのかとか、内部統制システムというのはいほどの程度詳細なのか。それと、ガイドラインは改訂する必要があるのではないかと。

それから、最後の「へ」ですね。今回の改訂案は遡及適用を求めることとするかどうか。当然、今後ルールを適用する場合は守ってもらう必要があるのですけれども、例の持田方式とか、某財団のように既に積み上がったものに対して遡及適用するかどうか。それができるのかということもございますけれども、この辺の考えにつきましても御議論いただければということを考えております。以上でございます。

(議論)

○高山座長 ありがとうございます。

今の御説明を一つ一つ進めていこうと思うのですけれども、具体的にはお手元の資料2-1の2ページ目の「考えられる論点」の全部で6つに集約されると考えております。このB特費でございますが、特定費用準備資金自体が将来の損益計算書に計上されるものをあらかじめ積み立てるということですので、今まで相当合理的に算定するというか、どちらかというところとちょっと引当金的な反対科目としての資産で、ただ、引当金を計上するものではないということなので、そういう意味では我々がいうところの利益留保性的なものであることは確かなのですが、特定費用準備資金については相当厳格にしております。

これがA特費と今、呼んでいるものです。その部分につきまして、もう少し広げて使っていただく。留保されるよりも使っていただくほうが公益の増進に資するだろうと考えて広げるというかわりに、どういうふうにそこをしっかりとコントロールしていくかというところだと思います。

それで、この考え方につきましてどの辺までA特費を緩めるかという考え方だと思いますけれども、皆さんの御意見を伺っていきたくと思います。

(B特費の特定期間について)

まず、「考えられる論点」として「イ」ですけれども、期間をどの程度に設定することが適当であるかというところがございます。また、この論点以外のところでも御発言があればしていただければいいと思っておりますが、まずこの論点の「イ」につきまして、それが資料2-2の1ページ目から2ページ目の①に当たるかと思っておりますけれども、この期間についての御意見を伺っていきたいと思います。

では、長参与のほうからお願いします。

○長参与 まず事業収益から出たものをA特費にするか、B特費にするかによっても変わってくると思うのですけれども、事業利益から出たものをB特費にするとしたら、その期間はおおむね5年でもいいのですが、事業サイクルに従ってその赤を埋める。収支均衡にするという意味ですから、やはり個別事情が当然あると思いますので、おおむね5年で、あとは事業サイクルに応じてそれは弾力的に判断するということでもいいかと思っております。

○高山座長 おおむねですね。大体5年くらいには使ってくださいということでしょうか。事業サイクルもあわせてということで、そこもつけておいたほうが各法人の実態に合うのかもしれないですね。

中田参与のほうからは、いかがですか。

○中田参与 結局、A特費かB特費かというのは、A特費は例えば周年事業とか目的が明らかなものしかできないけれども、その辺はふわっとでいいというのがB特費ですね。

ただ、A特費のほうも例えば10年までいいと言っているわけではないし、きちんと決められているわけではないですね。結局、事業が明確だから、その事業に合わせてスパンを考えるとということだと思うのですけれども、B特費についても5年と決める根拠はないと言われたら、ないと思うのです。だから、B特費はふわっとしているから早く使えという趣旨なのではないでしょうか。

例えばA特費は10年までで、10年を超えるのはだめだと言っていますから、最長10年と見ると、A特費はきちんとしているから10年まで認めるけれども、B特費は何かよくわからないから5年で切るということしか読めないのですが、それはそこで切る必要があるのかという感じがとてもするので、もし5年で切るのだったら何の意味で5年なのかという根拠を明らかにしなければなりませんと思います。

そうでないとすれば、A特費と同じような期間でよろしいのではないかと。個々の法人で何に使うかというのはあるでしょうから、それを聞いて決めるという方法もあるのではないかと思います。以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、上倉参与のほうからお願いします。

○上倉参与 やはり5年というのを根拠づけることは難しいと思いますので、先ほど長参与のほうから事業サイクルという言葉が出てきましたけれども、事業サイクルに応じてという言葉は添えたほうがいいのかと思います。

それで、割と一般的に景気の波とか、そういったところで5年というのは何となくわかるんですけども、あまり5年という数字を表に出さないで各法人の事業の実態に応じてというような言い回しのほうがいいかとは思っています。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与のほうから、いかがですか。

○金子参与 理解としては、当初は収支相償だから遊休財産の規制で何とか支出してくれるだろうという見込みがあったにもかかわらず、それを脱法的にやって実質的な支出のルールが空洞化してしまったところがあるとは思っていますので、そういった意味でより短い期間に使い切ってもらおうという規定を何らかの形で設けざるを得ないという事情はよく承知しておりますので、よろしいかと思えます。

ただ、B特費のほうは明らかに甘いので、もしA特費と同じになってしまったときに、結局A特費からB特費に移ると、さらにB特費のほうもよりその辺が曖昧になると、実質的にB特費をつくったのにまたこれが空洞化して、さらにまたそれに対して新たな規制を設けなければいけないというイタチごっこのようなことを考えると、B特費については若干短目の、ただ、確かに皆様がおっしゃられるように5年というのはないのですけれども、趣旨からすればA特費よりも長くてもはずいでしょうし、やはり5年程度で現実には支出してもらわないとルールとしての趣旨が空洞化してしまうと思うので、ある程度短目の期限を設定することに対しては賛成いたします。

○高山座長 梶川参与のほうから、御意見はいかがですか。

○梶川参与 このB特費自身に関しては、非常に理解ができると思います。そして、今の年度ですが、やはりA特費よりは固有化がないということなので、私はおおむね5年のような限度というのは考え得るのではないかと。

これは、よく世の中で見ていまして10年の事業計画を組んでいるとか、そういうことはあり得ますけれども、通常事業計画、経営計画というのは5年くらいが長いところですし、経営の任期とってはおかしいのですが、特定の経営者が多分経営に責任を持つというのは比較的このくらいが目途にもなるし、経済環境の変化というのもやはりこういう激変する時代で5年程度というのは、通常それほど非常識な年数ではないかと思えます。

それで、私などはこれを5年とか、ある程度、用途をたてておいて、さらにそれ以上に延ばす話があるのであれば開示をしてもらって、詳細な事業計画なり、読んだ方が納得感のいくプランを出していただき、その進捗状況でも書いていただくというようなことでチェックをして、絶対に機械的に5年でなければだめということになるのではないけれども、そういう意味ではやり方はあるのではないかという気はいたします。

それで、こういうものというのは比較経常運営的な部分の一部分をその対象にすることもあると思いますので、下手をすると順繰りになっていってしまうというようなこともあるかと思えます。これは資金は個別管理されるということなので、ある程度特定ができると思うのですが、やはり一定の年数の制限というのは何か精神的にあってもいいのかなと

思います。

それで、重ねて申し上げますけれども、例外的なことを認めないという意味ではなくて、それは何か手当をして社会から見て納得感がいくということであればいいかという気はいたします。

それと関係するので、ここの「イ」「ロ」「ハ」に入っていないくて、積み立ての限度額の話で積み上げるのは当年度に決まっているのですけれども、これは累積的限度額みたいなものを何か少しワーニングを出されなくてもいいのかということとはちょっと今、見て感じてたのです。この辺の話というのは、やはり少しふわっとした裁量を与えて公益事業が発展してもらいたいという趣旨は性善説的には非常にそうなのですけれども、なかなか経営のエッジの立て方が悪い組織体で、何となくそこにたまっていってしまう。5年間で考えればいいというような話になってくると、どんどん積み上がっているように世の中から見えることも、そこまでというのは普通あり得ないのではないかというような、すごく大きな限度でもいいのですけれども、何か累積限度みたいなことはワーニングをかけておかれたほうがいいのかという気は少しします。事業規模に比してですね。

それがある程度超えるのだったら、本当の事業規模の拡大が5年後にあって、人材もそこまで手当して、こういう計画を立てるのだとか、社会的要請でこういうものが3年後に振ってくるからこういうことをやるのだとか、それくらいはないと、事業規模が突然5倍になるというようなことは余り考えられないということもあったりするものですから、当年積む限度額はこれで当たり前なのですが、それが累積していったときの話というのはどうでしょうか。ちょっと余計な論題を入れて恐縮なのですが。

○中田参与 それに関連して、今の梶川先生の論議は要するに財政基盤は確保されていて、普通にずっとゴーイングコンサーンでいける方針でたまたま剰余金が出たときにどうするか。いっぱい剰余金が積み重なっては困るではないか。限度を設けましょうという話だと思うんですけども、すごく貧乏な法人もいるんです。

大体、財政基盤が健全ではなくて、やっとのことで生活しているというような法人があったとします。そこで多分、B特費はそれのある程度財政基盤を確保するクッションになる役割があると思うんです。要するに、目的は定めないけれども、もうかってしまったものをすぐ使ってしまったら貧乏がまた貧乏になりますから、ある程度積んでいていいでしょうというクッションの役割があると思うんです。そういう場合には、一定規模の累積限度を設けてしまうと、貧乏なんだけれども積み上がっているんだからやはり使いなさいということになって、また貧乏に戻ってしまうわけです。

ですので、ある程度財政基盤の健全化ということを目指すくらいのところまでは多目に見てあげるというクッションの役割があるのではないかと私は思っていて、そこは個別判断なんじゃないかと。

例えば、貧乏過ぎてこの剰余金は10年ためてもやはり貧乏だという法人もいますから、それはそれである程度個別的に判断できるようなクッションがないといけないんじゃない

か。もちろん、お金持ちの法人はそういうのはよくないですから、それはちゃんと指導して、これだったら5年を目途に使ってくださいという指導はあると思うんですけども、一律に5年とか決めることは法人の個別事情があるので、その辺はどうなのか。

財政基盤のだめな法人について、ある一定ラインまで剰余金をどンドンためていいですよという規定があるならば別ですけども、そういうものがないので、そうするとこのB特費というのがその役割の代替をするのだろうと考えておりますので、そういったことについての配慮も必要かと思っております。以上です。

○長参与 それに関連して、中田参与のおっしゃられたことで私も。非常に貸借対照表がスリムな公益社団法人ですと資金繰りが相当苦しいんです。每期、每期苦しくて、収支相償があるからためることもできない。每期、每期、理事の方は相当苦勞されているということがあります。

そういう意味では、遊休財産の保有制限まで持っているところはそれが緩衝剤になっていきますから資金繰りは何とかなるのですけれども、それもないところで何とかその資金繰りのための余裕を確保できることが欲しいのです。

ですから、そういう意味では非常に貸借対照表がスリムな法人については、遊休財産の保有制限くらいの枠までは余裕資金として持っておきたいというニーズは非常に高いんです。その分は認めてあげてもいいのかなと思っていて、逆特費というのはそういうものに使えないのかなとずっと思っていました。

○高山座長 事務局、どうぞ。

○川淵局長 今、中田先生とか長先生のおっしゃった問題ですね。我々が地方に出ていって一番聞くのは、シルバー人材センターというのは公益認定されている9,000法人の中の千数百法人ありますから、内閣府は持っていないのですけれども、都道府県にとっては非常に大変な問題になっているのですが、そういうところで収支相償を何とかしてくれという話が聞こえてきています。

では、何なのかと聞いてみると、手持ちの資金がなくて、特に年度またぎのときに流動資金がなくて、役員が自前で持ち出しでやったりして非常に苦勞しているから何とかならないかというような話が出先を回ってみて、いろいろなところで聞こえてきたのです。

最初にその話を聞いたときに、それは収支相償の話ですかと私は思いました。それは流動資金を確保する手だての話として議論すればいいというふうに私は思ったのですけれども、そういうもののニーズ、あるいは要望とか必要性があるというのは非常に認識してまして、何とかしないといけないと痛切に感じています。

それを、このB特費の議論なのか、それともまた別途の議論なのか、B特費の議論と一緒にして考えたほうがいいのかというのは先生方の意見もお伺いしたいと思うのですけれども、私自身はそういうものの対処の必要性は感じつつ、このB特費の議論としてやるのがいいのかどうか。むしろ、よほど一定期間の間は流動資金を積んでいいというふうな特例措置を設けたほうがわかりやすいかという気がするということもあるのです。

今おっしゃっているのは、そういうふうなことと理解してよろしいですか。

○長参与 はい。

○川淵局長 あとは、「イ」の論点だけではなくて先生方にもこういう御配慮をお願いできればと思うのですけれども、私は事務局長ですからあらかじめこれを詳しく詰めて中でも議論していればよかったのですが、行政庁からするとA特費というのがあって、現行のA特費があってここにB特費ができる。これはどういうふう運用すればいいのか、行政庁としては非常に心配になる。

特に、内閣府はともかくとして都道府県はどうなるのかですね。正確に理解されるのか。それから、収支に沿った運用をされるのかどうか。そういうところも非常に心配というか、それも一つの重要な点として考えていただければと思います。

少しまとまらない話になりましたけれども、そういう現場の実情は理解しつつ、それを今のA特費、B特費の論点としてどこまで入れていいのか、あるいは分けて考えたほうがいいのか、私は即座に、それもB特費の議論にしましょうというところはちょっとわからないというのが率直なところです。

○高山座長 今の事務局長さんのお話のように、実際にA特費、B特費というふうに分けても、認定法上はあくまでも18条の特定費用準備資金の中に入れていくということになると、その要件を一つ一つ潰してみても、どちらがA特費なのか、どちらがB特費なのか、相当難しい議論だと思います。それは会計的なものではないので、相当ここについては混乱するだろうという予想を私もしながら今はA特費、B特費という話をさせていただいています。

それでは、今の事務局長さんの御意見も含めて、これはやはり一つ一つやっていくよりも皆さんの御意見を伺っていったほうがいいかもしれません。そういうことで、例えば「ロ」の現行の逆特費、あるいは法人の責に帰さない運用益、この「ロ」と「ハ」の2つについて皆さんから御意見をさらに伺っていきたくて思っております。

それでは、現行の逆特費についてA特費とB特費のどちらか、あるいは法人の責に帰さない運用益、例えば株の予想外の多額な配当のため運用益が上がったとか、あるいは金利が上がって運用益が上がってしまったということで、当初の予想を超えた運用益が出た場合にB特費として整理することが妥当かどうかですね。

あわせて、お手元の資料の2-2の1ページ目の「※」の「活動が特定されているが、収益減少が見込まれる場合であって、A特費に該当する程度まで事業計画化されない場合を含む」ような、いわゆる逆特費をA特費ではなくてB特費に入れるのか。あるいは、これはもうB特費に入れないでA特費のまま持っていくかということだと思ってしまうのですけれども、それと3ページ目のB特費のところの財源の積み立てとしての他動的な理由について、B特費として整理していいか。この2つの点について、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

それでは、「ロ」と「ハ」について長参与のほうからいかがでしょうか。

○長参与 今まで、現行の特費がA特費としてそのままでしたらB特費のほうに全て入れるというほうがわかりやすいのかもしれないです。事業収益から出る場合も含めて、それはどこでいつ使うかという時期が特定できませんので、そういったものも認めていただきたいということで、別の範疇で認めていただけたらと思います。

あとは、運用益とか、たまたま出てしまったもの、それからもともと使い切れないものもありますので、そういうものをあぶり出すという意味でも特費にさせていただいて、その総額でどうするのかというのは法人に判断していただくということになります。

○高山座長 いずれも、B特費ということですね。

○長参与 はい。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 A特費とB特費というのがとてもわかりにくくて、B特費を設ける理由というのは1号とか5号、6号とかに置いておくことで将来使わせない。それを使ってほしいということで、B特費というものを設けるというふうに理解しています。

そうだとすれば今、問題になっている1号に乗っている運用益ですとか、この辺はちょっと議論から外れるかもしれませんが、運用益のことを皆さん言っていますが、これは指定との関係がありますから、運用益を例えば公益目的事業に充てなさいとって寄附者が指定してくれたにもかかわらず、そここのところはB特費にしなさいとか、まさにB特費としない運用益を指定正味財産のままとすれば遊休財産だとか、こんなものは法律違反ではないかと言われかねないのではないかと思います。

ですので、寄附者の指定という問題と、その運用益が積み上がって使わないという問題をどういうふうに整合性をとって考えるのかというところがあって、その辺の説明はかなり難しいということがあります。それは、ずっと感じていることです。

それで、B特費の設ける目的がそうだとすれば、今、問題になっているところに限ってB特費とするべきなのではないか。ここを見ますと、事業の対価収入で剰余金が生じたときはB特費にしないというようなことがあるんですけども、剰余金が生じるのは法人にしてみたら自分の責任であろうが、降って湧いた寄附金であろうが同じことなので、それをどう説明できるかの違いです。

つまり、例えば周年事業がありますとか、何か物を買いますだったら資産取得資金ですとか、そういうきちんとしたものがあれば今の枠組みで全然説明できますけれども、問題は資金繰りが厳しいから、今たまたまき収益が多く上がったものとか、事業収入で事業の利益が出てしまった、この今のお金をすぐは使いたくない。将来何があるかわからないからためておきたいという思いで、ではいろいろ理由をつけて運用益だから1号とか、指定がついているから5号、6号としてためておくとか、要はたった今の目的は思いつかないのですが、何かの意味で貯めておこうということでそういうことをしているわけですが、それだと積み上がったままで使わないからよくないということですね。そうしたら、やはりB特費は別に事業収益だからだめとか、そういうことはないと思うのです。

それでもう一つ、何を言おうと思ったのか忘れてしまいましたので、また思い出したときにします。そういうことです。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがですか。

○上倉参与 このB特費は、毎年積んでもオーケーというイメージですか。単年度が積み立て限度額ですと、そうすると平成28年度に積んだ特費、29年度に積んだ特費、30年度に積んだ特費というような個別に年度別に管理していくようなイメージになるのでしょうか。

それで、このB特費のところをずっと眺めていると、B特費の中には通常のB特費と、いわゆる逆特費という2つから構成されていて、見ていると何となくみんなこれは逆特費として積むという手段しか使わなくなるのではないかと少し思ってきました、財源のところとも関係してくるのですけれども、これは財源のところでは逆特費の財源は何でもよいというような記述だと思うのです。

そうすると、各法人はみんな逆特費として積んでしまえというような流れになりそうな気がしてきました、通常のB特費と逆特費は別途管理というか、別途この規定をするような仕組みのほうがいいかと思いました。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 先ほど中田先生からもあったのですけれども、やはり会計の問題と今回の法律の問題がちょっと別ですので、例えば今の横書きの3ページの「(※)B特費とする運用益を一般正味財産に振り替えるか、指定正味財産のままとするか」というのは、こちらでそういう問いを立てるものではなくて、もともとその会計基準の趣旨に沿って、それはB特費とは別に設定されるべきものなので、このような問はちょっと難しいのかなと感じております。

全体としては、当初の特費は十分に趣旨どおり活用されないという部分でB特費をつくることはあるのですが、全体としての法律的な枠組みでこの2つをどう並列させるのかというのと、今の条文上でこれを全て本当に認められるのかということだけはちょっとわからないのですけれども、全体として特費の今のB特費の趣旨に関しては賛成しております。

ただ、それでも心配というか、最近だとトータルリターンアプローチという形で、元本と運用益というのは本来は物価水準もどんどん変わるし、そこまで絶対的に本当は区分すべきじゃないというのが金融の運用のほうの考え方としてあって、結局元本は積めるんですね。それで、今みたいに超低金利のときに運用益のわずかな部分をB特費にするかどうかという問題よりも、本来は元本のところを無制限に積まれること自体が非常に危険な行為なので、今みたいな時代で運用益の部分だけでこれをする、実質的な効果というのが限定されてしまうのかなという気はいたします。以上です。

○高山座長 梶川参与、お願いします。

○梶川参与 私は、この「ロ」と「ハ」という会計的な整理としてはもちろん十分あり得

ると思います。

ただ、私は思考の順番が逆なのかもしれないのですが、「ニ」というところにちょっと言及させていただいて、実は私はこういう費用処理の便宜というのは全てが内部統制というわけではないのですけれども、その法人が事業計画をきちんと立てて、それに基づくアクションプランを設定して、さらなる公益の増進充実を図るということへのインセンティブとしての会計処理だというふうに発想しています。

そのための便宜がどうしたらつくかということが順番で、これを前提にBを積めるというより、こういうものを設ければよりアクションプラン、経営的な発想になってきちんとした公益法人の運営をしてくれるのではないかということをも前提に考えているということ、そういう意味ではそれに資するようなBというものの範囲をある程度定めていくということは十分にあり得るのではないかとすごく思っているところです。

それで、もちろんそういう意味では逆特費の分というのも前提として、ある程度義務化されているか、自身の事業計画として継続的に続けることが公益に適するという説明責任を果たした上で収入変動があるという部分を積んで、トータルで一番公益の増進に当たると考えるということなんです。

それで、先ほどちょっと貧乏な法人とかというお話があったのですが、私はそこは実は理解ができなくて、収益規模がある程度低いということが今後長く続くのであれば、それはその規模に応じた事業活動というもので、かつ充実したものをやっていただくという経営的裁量が必要であって、貧乏とかお金持ちというのは、事業規模が大きいものをお金持ち、小さいものを貧乏というのは私にはよくわからない。

そもそも、自分たちのやる事業というものの規模が適正に考えている。さらに広げたいというのは当たり前で、誰でも思うことですからけれども、そういう意味では余剰資金が貧乏だから出ないとか、お金持ちだから出るというのではなくて、大事なことはちゃんとしたアクションプランに基づいた実現可能な組織運営を経営者がやっていただくということだと私には思える。

それで、それは持続可能性についての話として貧乏感というのは出ると思うんですが、これはもちろん人が絡むことですから数年持続しないと、とてもじゃないけれども活動はできませんけれども、永遠に持続可能できないような話であれば、その公益活動自身が社会的に認められていないということですから、これは仕方がないのではないかと。いつでも貧乏で、今いる人が食べられないという話は、むしろ食べられる理解を得るように努力をしていっていただく以外はないし、それが社会から認められた公益活動なんじゃないかと思うということです。ちょっと余分な話だったのですが。

○高山座長 内部統制につきまして、それは大事なところでございます。

坂井企画官、どうぞ。

○坂井企画官 先生方の議論をお聞きしていて、事務局としてちょっと気づいた点について補足させていただきます。

事務局からこの案を提示する基本的なコンセプト、原点を少し説明させていただきますと、確かに政策と会計という話は置いておいてそういうものとしてご理解いただいた上で、我々は基本的にこのA特費、B特費にどういう位置づけ、役割、目的、意義を与えるかということで、事務局的是非常に悩んでおります。恐らくこの「考えられる論点」の「イ」「ロ」「ハ」というのは、全てA特費、B特費にどういう位置づけ等を与えるかで自ずと決まってくる話かと存じます。

それでも、今回、単純にこういう提案をさせていただいた理由は、言い方は悪いのですが、悪意のある法人、法人の意思が恣意的に働く余地を残している今の運用の中で、悪意のある法人と、それから善意でやっておられて、これはお金があるなしの問題ではなくて、公益事業をやりたいけれども非常に不安定性がある法人、そういったものを救う部分の餡と、それから悪意がある部分についてムチを与える。そういったところを、ひとつこのB特費というところに位置づけて議論をしていただければと考えました。

それで、この論点の設定の仕方は、梶川先生がおっしゃったように、その前提、ベース、根源にあるのはやはり法人の説明責任というか、その広さや深さは別として内部統制というものがそれとセットでどういうふうに導くことが適切なのだろうかということを考えていただくよう設定させていただいております。

ですから、事務局としては、先ほどの議論の中でお金のあるなしとか、そちらの話は余り意識しておりませんで、とりあえず悪意がある法人は叩く一方、善意の法人は救う。その2つのベクトルだけで今は考えさせていただいたということでございます。補足でございます。

○高山座長 小森委員、どうぞ。

○小森委員 前にも私が申し上げたように、法人の生存権というか、将来のショックに備えての剰余を持っておきたいというのはわかるのですけれども、現実の法律上の建前はそういうものを認めていないわけなので、新たにそういうものを立ててもらわなければならない以上、それはよけて議論しないとまずいという感覚を持っています。

2点目が、逆特費は事実上認めてこられたわけですがけれども、1ページの18条の定義に合致をしているのでしょうか。それとも、運用上で認めてきたのか。どうなのでしょう。それによってはA特費に収納する、あるいはA特費では読めないで今回運用でB特費を整理するというスタンスが出てくると思うのですけれども、その質問なのです。

それと、今回議論しているのはA特費の純化ということですので、B特費の入り口をどこまで広げるのかという問題と、期間と、それから出口というか、どうやって確認をしていくのかという払い出しの条件みたいなものをきっちりどこまで決められるかという議論だと思っております。

それで、今、坂井企画官のほうから説明があったように、今回の議論というのは今まで運用上でA特費がいろいろな問題があって、それを解決したいということで、A特費の純化で受け皿としてB特費をつくりましょうということがもともとのことでございますので、

そういうベースで物を考えていただければということです。

まず、逆特費の位置づけなのですから、それは何となく当たり前のよう存在があるので議論されているわけですが、将来収入の減少に備えて積むというのと、この第1項の支出あるいは費用との関連というのは読みで、運用で賄ってきたという理解でよろしいのでしょうか。

○坂井企画官 私個人的な理解ですけれども、基本的にそここのところは一応立ち上げの混乱期ということもあり、行政庁の対応は不分明であったのだと思います。

名称も「逆」という冠がついているように、特費であって特費でないような言い方で、言い方は悪いですが逃げているというか、判断をきちんと明確にしていない。それを裏付けるように、実態は行政庁の判断でできないという意味で、現在の運用は今、小森委員も御案内のとおり、委員会で別途政策判断をいただくというような整理をさせていただいています。だから、入っているか、入っていないのか、あまりつまびらかではない。

実際は小森次長から説明がありましたとおり、その運用自体ばらつき幅がかなり生じていて、法人側に予見可能性がないものですから使い勝手が悪いという状態になっていると考えています。

答えになるかどうかわかりませんが、制度的に入っているとも言えるし、入っていないとも言える。ただ、詳細に運用実態を見ると、実は全然違うものだと私は理解しています。そもそも公益に使うというところに焦点を当てますと、恐らく経常業務をやるので、それは公益に使うことを予定しておりA特費に近いのです。

しかし、その財源が剰余金を予定するものなのか、来るべきその事業費用が確保できないための預貯金的な性格によるもの、積立金的な性格によるものなのかというところに焦点を当てると、これはとてもA特費とは呼べないという形になっています。そうすると、今回の中でB特費とA特費の関係性をどういうふうに整理するかでその位置づけが整理されるのではないかと考えています。

いずれにしても、多分、政策で決定する以前に、会計サイドから見て整理いただいて、建議、提案いただけないかというのが我々事務局側の今回のお願いでございます。

お答えになっていませんで、済みませんが。

○小森委員 私は逆特費について言えば、ちょっと筋が悪い、その継続性、生存の話に絡んできますので、もともと認めざるを得ないと思うのです。けれども、その特費という世界とは異質のもので継子だと思うのです。

ですから、私はどちらかというとB特費、今回、手当するというほうが筋はいいのではないかと感じております。

○高山座長 皆さん、お手元に配布している運用指針の公益認定等ガイドライン、黄色のところの13ページでございます。認定規則の18条の1項、2項、3項とあると思うのですけれども、この18条の中で特別実施する費用ということで、これは特別、いわゆる特費ですね、特定費用準備資金の定義があって、3項の中の1号から5号までというところがこ

れに当たります。

ですから、これは会計ではないのですけれども、会計に近い部分として、この定義からすると先ほど小森委員がおっしゃったように、逆特費は出てくる余地はないはずなのです。ただ、それを認めてきた流れの中で、今回A特費は完全にこれに準拠して、これから漏れた、今まで特定費用準備資金として認めたものの中で筋の悪いものがB特費に行く。それで、しっかりとA特費をこの定義に当てはめてA特費に持ってくるというのが多分、今回の事務局のお考えだと思っています。

ですから、そういう意味では、将来の収入の減少に当たる費用の積み立て、預貯金的なものというのは、やはり今までの純然たるA特費に持ってくるのは難しいのかなという気はしております。

ただ、今回この定義の中でB特費を入れるというのは、かなりそういう意味では広げていますから、方向転換ではあることであります。それを皆さんにお伺いして、やむを得ないという話になっているとは思っています。

それと、皆さんの資料2-2の3ページ目、先ほど出ました会計的な問題は全く違うのだと思っています。会計的には、あくまでも指定正味財産と特定資産しかない。資産を特定するという借方の資産と、貸方の一般的なのか指定なのかということで、そういう意味ではこのB特費に書いてありますように、特費とする運用益を一般正味財産に振りかえるか、指定正味財産のままとするかというのは、会計的にはもし指定がかかっていたら指定にせざるを得ないということになります。

そうなると、遊休財産と考えるという運用上の問題になるのかなと思っていますけれども、ちょっとここは会計としてはなかなか譲るわけにもいきませんし、26年の委員会報告もそこはしっかりと、指定はこういうことです、一般はそういうことですよということをやっちゃってしまっ、運用益に指定がかかっているのは悪意かもしれませんが、これをだめというわけにはなかなかいかないということなので、ここはやはり指定のままとして遊休財産として考えるというのが私はいいと思いますが、皆さんの御意見、そしてもしそれを指定じゃなくて一般に振りかえるということになりますと、先ほどの論点の「へ」の過年度遡及という問題も出てくると思います。

(今回の改正案に遡及適用を求めるか?)

指定を一般に持っていくわけですから、その点もあわせて皆さんの考えをお伺いしたいと思います。

長参与、この会計的な問題はどのようなふうに取り扱ったらよろしいでしょうか。

○長参与 寄附者等の意思があり、意思がはっきりしていて指定ということになりますので、その運用益にも意思が反映されるということでしたら指定正味財産で特費というのはありだと思います。

それから、先ほどの会計的には全部特費の場合は特定資産になりますけれども、特定資産もそれぞれ目的があて積み立てをするわけですから、A特費の場合はいつ何をやると、事業計画があつて幾らまでというものがあるのがその特定資産です。B特費は、まだとりあえず取っておくという特定資産ということで目的が違いますので、目的をはっきりした上で会計的に積んでいただけるといのが一番よろしいかと思ひます。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 ちょっと意味がわからないのですけれども、会計的には運用益に指定がかかっているれば指定正味とせざるを得ないと思ひます。そうやってせざるを得なくて運用益を指定正味財産のままとしておくと、遊休財産と考へるといことですか。

○高山座長 これは、そうしたいのでしょうか。

○中田参与 その辺がよくわからないのです。その会計的なことと、それがもし一般正味財産に振りかえれば運用益として、B特費として遊休財産にならないのですね。

でも、指定正味財産のままだとなるといことで理屈がよくわからないのですが、結局、指定がかかって積み上げをずつとしていくから、でもそれは5号財産、6号財産に当たらないのかという話なのですけれども、それはどういふふうに考へるのでしょうか。その辺がちょっとわからないのですが。

○黒野補佐 ここは、5号財産、6号財産に当たらないという整理です。指定正味財産のまま置いておいても構わないのですけれども、遊休財産といたくないのであればB特費、4号財産にしてくださいといことですか。

○中田参与 指定か一般か、法人が変えられるものではないのではないかと。寄附者が指定するかどうかといこと。

○黒野補佐 そうなので、指定正味財産としては変えなくてもいいといことですか。

○中田参与 でも、そうすると遊休財産になるといことですよ。

○黒野補佐 指定正味財産のまま、借方のほうですね。特定資産の中を5号財産から4号財産にしていだければ、遊休財産にはならないとい案です。

○中田参与 そういことですよ。そういふうには全く読めないのです。

○黒野補佐 ただ、その特費、4号財産にするには一般正味財産からしかあり得ないのではないかとい考へ方もあるかなと思ひ、それでこういことにしました。

○中田参与 それはもうちょっと説明が必要ですね。結局、それは間違っていましたといことですよ。遡及の問題もありますけれども、そういことですよ。

○高山座長 会計ではなくて、あくまでも定期提出書類上の話なのですけれども。

○黒野補佐 遊休財産の本来の定義としては、今、使われていなく、かつ今後も使う見込みがないといことが本質なので、そこを考へると5号にしていれば全部遊休から控除されるといのは若干、枠を広げ過ぎているのではないかといことで、5号を純粹に外部から抛出されたものにしようとい整理です。

○高山座長 この論点は、運用益についてもともと指定がかかるといのは本当はおか

しいのではないかというのが多分、根源にあると思います。

でも、収支相償をクリアするために運用益も指定に入れていいです。それで、ケースによって、それは自分たちの恣意性から一般に振りかえていって収支相償をクリアするという話になっていると思うのです。

それは指定として認めているので、それは仕方がないでしょうということですからけれども、遊休財産までそれで逃れるのはいかがなものですかという考えですね。

○中田参与 意味はわかるのですけれども、今そうやって指定にしているところが、では指定から一般には振りかえられない。特定資産には一般からしか振りかえられないとするとうどうするのか。結局は、できないじゃないかということになるのか。

○高山座長 そうですね。

○中田参与 ということですか。では、変えたくても遡及できない。

○高山座長 だから、それをどうするか。

○中田参与 それはまた別の問題ですか。

○高山座長 遡及会計をどう考えるかという話も出てくるので。

○中田参与 そうですね。それは、そのときの問題として考えるということですね。

○高山座長 今回、そこまでいくと相当議論が広がってしまうので、そこまでちょっと踏み込めない部分があるのですけれども、でも、これは必ず決めておかなければいけないことだとは思っています。

○中田参与 「B特費としない運用益を指定正味財産のままとする場合、遊休財産と考える」という、この文章だけ見るとすごく違和感があります。つまり、指定正味財産かどうかは変えられないのに無条件に遊休財産と見るというふうにしに読み取れないので、結局、B特費に変えれば遊休財産じゃないけれども、そうじゃないと遊休財産ですよということですね。その辺は、説明していただかないとちょっとわからないです。

やはり、B特費を設ける趣旨をもう少し説明しないとよくわからないなというところがありますね。逆特費の話は先ほど小森委員のお話でわかったのですけれども、要件が欠けているというのは確かにそう思いますから、改めてB特費として整理したというような形でお話をされればいいのですけれども、私が考えるのは、逆特費でもA特費の要件をどう見るかなんですけれども、結局、何に使うかがわかっているということであればそういうものはあるわけです。だから、A特費になるものもB特費になるものもあるだろうという考えだったので、もともとの思考がそういう考えではないのですね。

そうであれば、そのような形で説明していただかないと、ちょっとわからないかと思えます。

○高山座長 上倉参与、何かございますか。

○上倉参与 私も今の部分は中田参与と同じ疑問を持っていまして、まだ今もすっきりしないのですけれども、指定正味財産から運用益について使途の制約が課されていけば、それは指定正味財産とする。

さらに、今度は借方側を考えたときに、その運用益部分について指定正味財産で持ちながら4号財産で、いわゆるB特費で持つということも可能なんじゃないかと私は考えたのですけれども、そういう整理ではないということですか。

○黒野補佐 そういう整理です。ですから、それでB特費にしていただければ遊休財産にはならないということです。

○上倉参与 でも、一般正味財産へ振りかえた場合とありますが。

○黒野補佐 最初の文章は、要するにB特費も特費なのですけれども、特費にするのであれば一般正味財産にしないとだめではないかという議論もあるかと思い最初の文章を入れました。

○上倉参与 その発想はなかったのです。特費にするには、一般じゃないとだめという発想がなかったのです。

○黒野補佐 その発想がなければ、最初の文章は無視していただいて構わないです。

○高山座長 一回振りかえて、自由になったものを特費に積むのではないかという考えのもとで。

○黒野補佐 通常は、基本は剰余金から出るという前提でつくられていますので。

○上倉参与 指定と特費という組み合わせも当然ありかなと思っています。

○黒野補佐 そうですね。そういうふうに理解していただければ、最初の文章は全く無視していただいて構わないです。

○上倉参与 今まではなかったのですよね。

○黒野補佐 ただ、理論上は何周年事業をやりますと法人が決めている場合、寄附者がそれに使ってくださいと指定して寄附すると、それを特費に積んだら指定正味財産で特費になるということはあるので、必ずしも一般正味財産の利益にならないと特費に積めないわけではないのです。

ただ、そういうものはそんなに多くないので、あまり見ない形ではあるということです。

済みません。そういう意味では、最初の文章はあまり気にしていただかないほうがよかったかもしれないです。

○高山座長 ほかに、大丈夫ですか。

○上倉参与 あとは、さかのぼって3ページの上のほうで財源の話がありますけれども、「ア」「イ」「ウ」と書いてありまして、「ア」と「イ」は特定できるのだ、当初想定を超える寄附金増加額によって剰余が生じたということ、これは判断できるのかなという疑問が非常にありまして、要は事業対価として得た収入が財源なのか、寄附金が財源なのか、あるいは会費が財源なのか、その判断は通常できないのではないかと。

○黒野補佐 事務局内でもかなり議論があって、利益になってしまえばもうどこから出てくるのかわからないだろうというのは当然ありまして。

○小森次長 ただ、事業計画より寄附金の額が多かったら、そこは想定外の予算というか、そういうふうには言えるかと思います。

- 黒野補佐 ですから、会計的には区別はできないと思うのですけれども。
- 上倉参与 そうすると、その財源は何でもいいよという逆特費にみんな走るのではないかという気がしてきてしまうのです。それが一番楽かなというか。
- あとは、このB特費は上限というものは何か想定されないのでしょうか。
- 黒野補佐 事務局の議論では、ちょっと想定していなかったですね。とりあえず、積極的に。
- 上倉参与 このB特費の欄を見ていると、結構、無尽蔵に積みちゃうような感じがします。
- 黒野補佐 そのかわり期限を切って、その間にということです。
- 上倉参与 期限で歯止めがかかっているのでしょうかけれども、金額的には何となく幾らでも積みちゃうのかという感じはします。
- 黒野補佐 幾らでも積めるのですけれども、積んだ額だけ事業費を結局使わないといけ
ないので。
- 上倉参与 その間、5年ならば5年で使う計画を立てて。
- 黒野補佐 そうですね。しっかり計画を立てて使ってください。もともとの発想が使う
方向に回していきたいということなので、あまり上限という議論はなかったのですけれど
も。
- 坂井企画官 ご懸念の無制限に拡大するおそれというところは、事務局的には最初の議
論に戻りますけれども、法人のガバナンスに基づく説明責任、現状のA特費よりもかなり
厳しく求める、受ける側もきちんとそこを自覚して認めるということでクリアで
きると考えているところです。ただ、内部統制の強度を含め、その議論はまだ煮詰まっ
ていませんので、恐らくそこはまた今後議論させていただくことになると思います。
- 高山座長 では、金子参与のほうからお願いします。
- 金子参与 先ほど上倉先生からあった当初想定を超えるというのは、私は最初これを読
んだときに、事業計画の多少のブレというのは寄附の場合も必然的に出るので、いわゆる
遺贈みたいなもの、一発の大きいものを想定していたのですけれども、そういうわけでは
ないのですか。
- 小森次長 それは、典型的な例だと思います。
- 金子参与 一般的に集めるものが当初の予定よりもプラス何十%というのは、寄附の場
合は不可避免的に生じてしまうので、かなり年度末にくるような一発の大きなものをイメ
ージしていたのですけれども。
- 高山座長 当然、それも入っています。
- 金子参与 それだけではなくて、もっと広くなるということなのですね。
- 高山座長 そうですね。結構、緩いのです。
- 金子参与 わかりました。

あとは、ちょっと話がずれてしまうかもしれないのですけれども、会計とその政策の関

係のところでは非常に難しいのは、本来は多分アメリカでこの指定と一般を分けるときというのは、どちらかという普通の人一般のほうに入れたがるという前提が会計基準の設定のもととしてあって、やはり指定のほうに入れると一般のほうで赤が出るというものをあえてその法人が作り出すかと言われると、なかなかそういうことは想定しないので、むしろ本来指定であるものが一般に入る可能性もあるということもあって、あまりストッパーが会計基準上はかかっていないのですけれども、どうしても今の制度上、日本ではそこでは想定し得なかった違うインセンティブのもとに指定に入れることが出てきてしまった。

それは、本来は確かに寄附者の意図が重要だということもそうなのですが、寄附者の意図というのはあくまでもそれは自分の思いどおりに使ってくださいということであって、相手とやってここに積みたいからということで一種のネゴでつくられるものは寄附者の意図では本来はないので、そこはちょっと違うのではないかと思います。

ただ、一方で会計としては寄附者の意図は重要視しているのですけれども、その寄附者の意図というのはお互いが、いわば非常に大口の寄附者と、もともとそれに関係の深い財団が話を通した上でするようなものではなくて、助成財団等がきちんと予定どおり使ってもらうためにつけるものなので、会計としてはその辺はただ寄附者の意図という言葉が悪意のある意図でも何でもいいわけではなくて、助成財団的なところを想定していて、お金をもらってその説明を受けないと自分も身が危ないということで、みんな必死で用途の指定をつけているところがあるので背景としてはそこをもう少しきちんと言ったほうがいいのかなということも改めて思った次第です。ちょっと話がずれてしまったのですが。

○高山座長 ありがとうございます。

梶川参与のほうから、何か御意見はございますか。

○梶川参与 先ほど来から、運用益について指定財産という寄附者の意図ということなのですが、実は私はそこ自身が余りよくわからなくて、寄附者が運用益まで積んでほしいと。

今、言っているのは、それが積み上がるというケースだと何を意図しているのか。今の金子先生のお話とちょっと似るところあるかもしれないですが、それはよほど何かこの金額まで運用益がたまったらこういうものに使ってくださいというような寄附者サイドの具体的プランニングみたいなものをお伝えして委託したということのような気がするのですが。もしそういうことがあり得るとすればですが。

しかし、寄附者は現時点では今、渡した資金について特定の使徒について言っているわけで、その後の過日分に関してはむしろ本当にプラスアルファの寄附者サイドのプランニングみたいなもののレアなケースのような気がするのですが。

それで、その後は、運営者サイドの裁量に委ねるかどうかの切り口のところなので、寄附者サイドの裁量が運営者の裁量をオーバーライトするほどの明確性があるかというのは、よほどの例外的な今、言った今後10年分の運用益もあわせて10年後にこういうことを始めてくださいというようなことでないと、10年内にそういう公益事業が始まるのだったら運用益から当然使っていけばいいわけですし、何かためこんでください、そうじゃないと意

図が発揮できませんという話のような気がどうしてもしてしまうのです。

○小森委員 現実に例がありまして、今は20億ぐらいだけれども、毎年の寄附と運用益で十何年後に200億の基金をつくります。それで、そこに達したらその運用益で事業を拡大するのに新たなものをやりますということのある大手企業財団でやっていて、この10年間は200億にいくまではため込みますと、会社の意思もそういうことで、それはすごく例外というか、少ないですけども、そういうのもあるというのは事実です。

○高山座長 ですから、指定がちょっと悪用されている部分があって、それはなかなかだめと言えない。

○梶川参与 それは、問題としては出捐企業自身の話ですね。

○小森委員 私は何らその件については違和感を覚えていませんけれども、逆に普通の使途指定をするところは、恐らく法人が話し合ってくださいということになっているのではないかなという気がします。

○高山座長 そうですね。収支相償逃れだと思うのです。やはり運用益が一般に入ってしまうと収支相償が満たされなくて、一回指定で置いて使っただけでいくと収支相償はゼロになりますから、それに少し使われているという実情もきっとあると思うのです。

ですから、会計的にすごく悩ましくて、16年会計基準のときにほとんどが一般にあって指定にはいかなかったのですが、この20年基準になって、そして収支相償が入って逆になってしまったという会計の考えていないような状況が起きていて、それをなかなか理論的にだめと言えないような部分があるのです。

○梶川参与 今の問題というのは、逆に言うと出捐者サイドでの問題は起こらないのですか。出捐者サイドで、資金積み上げに対してまでは公益法人制度の優遇を得られる話ではないような気もするのですが。

○小森委員 税の観点からということですね。

○梶川参与 それは、積んでから持ってきてという話のような気もしないでもないのです。金融収益に関しては。

○高山座長 それはまさに税の問題が入ってきますからね。

坂井監督官、どうぞ。

○坂井企画官 指定のあいまいさについて現場感覚で言わせていただきますと、出捐者サイドの問題か、法人側の問題か、行政運用上の問題かが非常にグレーなのです。どこまできちんと寄附者サイドのことを考慮してちゃんと法人がやっているか。監督官庁としてそこまで確認しているか。そこは、私が見ている事例の中では明確なエビデンスがないのです。それで、何となく法人側からの言い値で受けて、法人側の恣意性が入る余地がいろいろなステージで生じて来ている。

遊休財産制限の話で言えば、実は法人の周りには法人よりも詳しい公認会計士さん、税理士さん、ないしは行政書士さんがいらっしやあって、そういったところが行政慣行としてそういったものを事例として積み上げて流布して、それが現場サイドに逆流してきている。

それがまた混乱を生じているのです。

だから、今、御指摘いただいているようなところを早急に可視化するとともにアプリアリに基準を示さないと現状は改善されないと思っています。

この点は非常に大きな問題ですので、それは会計基準サイドでやるのか、ないしは政策サイドで別途研究会を設けてやるのかというところにも絡む話で、制度改正後8年、10年経過しつつありますので、この際在り方を含め別のステージで見直す手はあるのかもしれないと考えています。いずれにしても、会計研究会だけが担うには重すぎるのではと思っています。

○梶川参与 私は本当に出捐企業にとってもその事業計画の蓋然性が高くて、額を受けたほうがきちんとしたアクションプランナーに10年後からこういう計画で使い込むというような話をちゃんと出しておかないと非常に社会的に批判を受ける。かつ、出すほうの取締役会が10年後からこういう計画で使ってくれなどという寄附をする。

○小森委員 そのケースは既存事業がたくさんあって、将来追加的なのです。御立派な財団で、何もやりませんという話ではないので。

○梶川参与 それは、積み上がるというよりはちょっと足の長い本当の意味の事業計画だということで、今までの実績もおありになるということですね。

わかりました。済みません。私が言う話ではないのですが。

○高山座長 だんだん時間も迫ってきてしまって、きょうはまだ3、4、5とやっていかなければいけないところでございますし、もう一度1月に委員会を行いますので、今の論点を十分考慮していただいて事務局のほうで再度ということでお願ひします。

○小森次長 幾つかパターンを出して、どれがいいか議論いただくということでしょうか。

○高山座長 そうですね。

○川淵局長 どうしても行政庁としての立場で考えると、なぜ今こういう見直しをするのかとか、それはやはり世の中に十分説明できないといけないし、我々のようにある程度法人側に立ったようなサイドから言うと、どうしてもできるだけ法人のやりやすいようにと考えがちですけれども、一方では公益法人制度についてある種の疑いというか、あるいは隠れみものとして機能しているのではないかという見られ方も常にしますので、そういう人たちにはなるほどという納得感を持って見ていただく必要があります。

だから、逆特費などを考える場合には実際にこの制度が始まって何年かたって、こういう実態があって、こういうことのためにやるのだという十分な説明が必要となると思いますので、その辺も念頭に置いて用意させていただければと思います。

【議題3】公益目的取得財産残額の算定の見直し（案）

（資料の説明）

○高山座長 それでは、ちょっと時間も迫っておりますので駆け足でまいります。

第3でございます「公益目的取得財産残額の算定の見直し」でございます。事務局のほうから、御説明をお願いします。

○小森次長 資料は、資料3と、その下に参考資料と、あとは別表1そのものも用意しております。

まず、資料3で御説明します。最初に書いてあることは余りここで御議論いただく話ではないので、2ページから御説明いたします。

上のほうに「新たな計算方式」と書いてありますけれども、前回の議論で新たな計算方式を4つくらい出しましたが、貸借対照表をベースにするのは内訳をつくっていない法人もあるので無理ということで、比較的考えられる案としては損益計算書をベースにするのではないかとということです。

そうすると、新たな計算式というのはここに書いてありますように、公益目的取得財産残額は前年度の残額プラス当期の正味財産増減額、これは公益目的事業会計という言葉が抜けていますが、公益目的事業会計の増減額で、プラスマイナスアルファという調整項目が必要であろう。それで、今回の調整項目をいろいろ洗い出しまして、次の参考資料にもありますけれども、損益計算書の勘定科目と別表1を比較してみましたが、その上でやはり調整項目が必要なものがあるものをできるだけ挙げてみました。

ただし、今回全部詰め切れませんで、まだ引き続きよくわからないところがありますので、いずれにしても本日は引き続き検討という段階の資料でございます。

それでは、調整項目、(1)のところを順に御説明いたします。

①は「投資有価証券の時価評価損益の控除について」、これは当然、公益目的取得残額は簿価で把握すべきということでございますので、損益計算書にこの時価法を適用した場合の評価損益があったらその分は除外するというところでございます。

②は「合併により継承した他の公益法人の公益目的取得財産残額」というものを当然加算するわけですが、これは損益計算書上に他の公益法人が合併した場合に全資産が入ってくるのではないかと思いますので、全資産ではなくてその他の法人の公益目的取得財産残額だけを加算するように調整が必要だろうということでございます。

③は、「認定等の日以前に取得した不可欠特定財産の帳簿価格の増加額」というのは損益計算書にあらわれないため、加算するというものでございます。

これは皆さんご案内かも知れませんが、この項目がなぜあるのかということをお別表Hで御説明しないといけないかと思っただけですが、今の「認定の日以前に取得した不可欠不特定財産」の増加額というのは別表Hの12欄ですね。左のほうにあります。それで、左のほうにあるのが残額に加算される分ですね。いろいろ挙がっているのですが、その中でこの12欄に「認定の日以前に取得した不可欠不特定財産の帳簿価格の増加額」とあります。

これは、本来は二重計上みたいな意味がありまして、実はその上に例えば寄附を受けた財産の額とかありますけれども、ある年に寄附を100受けたとして、その額でもって不可欠

特定財産の価値を100増加させた場合、本来、公益目的事業会計には100ふえただけなのに、ここに100と100を足して200書くような仕組みになっている。

残額がちょっと多くなるのではないかということですが、それはなぜかということ、実はいざ取り消しになった場合に他の公益法人に譲渡する公益目的取得財産残額は、基本が一番下の24欄ですが、ただ、実際に取り消しになった場合にはこの24欄から23欄ですね。認定の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿額の合計額を抜かないといけない。これは法律でそういうことになっております。

その場合、認定の日前に取得した不可欠財産の帳簿価格には、認定後に増加した分も含まれるという関係上、最後に取り消しになった場合、さっきの100増加した分も残額から引かれるということになりますので、ちょっと説明が下手でうまくいきませんが、さっきの話でいうと寄付を受けた100があって、12欄がないとその100も残額から落ちてしまうわけですね。そのために、12欄を設けているということです。

以上、そういう計算上のために設けているものでございますので、引き続きこれは設ける必要があります、さっきの2ページの③のところに戻っていただきますと、その場合でも最後に取り消しがあった場合には認定の日以前に取得した不可欠特定財産の額というのは引かないといけませんので、新別表Hになったとしてもその額は毎年度記載しておく必要があると考えています。

④ですけれども、これは公益目的事業会計に係るもの以外で他の公益法人に寄附があった場合、これは公益目的事業会計から寄附した場合は公益目的事業費ということでカウントされますが、法人会計から寄附した場合でもほかの行った先の公益法人の残額になりますので、その分は減らす必要があるということです。

それから、3ページの⑤でございます。これは公益目的保有財産以外の財産としたもの、例えば法人会計に移したものであるというのは引き続き別表Hでは残額に入れないといけなくなっているのですけれども、この損益計算書をベースにした場合ですと、これも移した場合は損益計算書にあらわれるのではないかと考えますので、その分は減らすのではなくて戻す必要があるということではないかと考えています。

ただ、(2)のところ、まだ「要検討事項」がございまして、例えば「イ」のところを書いてございますけれども、現行の別表Hでは公益目的保有財産から生じた費用及び損失は正当な理由がある場合に生じたものに限って残額から減らすということになっております。

だから、そういう正当な理由というところで整理しないといけないのではないかとすることもございますし、実際に別表Hをいろいろ検討してみますとまだわからないところがありまして、本当に今、挙げたところだけが違いなのかどうかというのもわかりませんので、まことに済みませんが、さらに検討させていただければと思います。

「ロ」のところですが、以上を踏まえつつ、新たな方式をする場合にも、従来の方式との選択方式とするかどうか、一度に変えてしまうのかという検討も必要になろうかと思

ます。

(3)の「留意事項」はいろいろ当然のことが書いてありますけれども、改正後の計算方法をする場合でも、前年度の計算は旧計算方法を引き継ぐというのが1点目です。2点目は、新たに公益法人と今後なる場合について、1年目はやはり現行の別表Hによらざるを得ないのではないかとということでございます。

③のところは当然ですけれども、混乱がないようにいろいろ説明しないといけないのですが、最後のところでこの様式の変更はシステム変更を伴うと、今システム改正に向けて検討していますが、そのような中で行う必要があるのではないかとということでございます。説明は、以上でございます。

(検討依頼)

○高山座長 ありがとうございます。こちらにつきましては検討しなければいけない部分がまだ相当ありますので、これにつきましてまた要検討ということで次回に回すこととなります。

1つ、今の資料3の「ロ」ですね。上記方式について新たな計算方法と認める場合、従来の選択適用をどうするかというのはちょっと大きな問題ですので、今回はそれについて話し合いたいと思いますので、これは次回ということになります。

【議題4】公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

それでは、引き続き第4になります。「公益法人会計基準との一覧性の向上・整合性の確保」についてでございます。

この点につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○小森次長 資料は、資料4-1と資料4-2でございます。

まず、資料4-1です。これは、今年度の第1回目の会議で一部出ささせていただきましたけれども、会計基準と注解と運用指針の統合版をつくってはどうかということで、一部分だけ示させていただきましたが、その全体版をつくってみたということでございます。

そのときも議論が出ておりましたけれども、会計の専門家の先生方には余り必要ないということかもしれませんけれども、一般の人や実務者とかには有効ではないかということで作ってみたものでございます。

それからもう一点、資料4-2ですけれども、「FAQ早見表」です。今、FAQというのはすごく沢山、回答が書いてあって、一目ではどういうことか把握するのはわかりにくいということで、こういうのを作るのもいろいろわかりやすいという観点からよいのではないかと考えて作ってみました。

これについて御意見がございましたら、今日ではなくてもまたお寄せいただければと考

えております。

○高山座長　　そういうことで、御意見がございましたら事務局のほうまで、ぜひ皆様のほうから御連絡をお願いしたいと思います。個人的には、やはり見やすいという感じがしますので、きっと評価されると思います。

【議題5】 その他——「27年度報告」に関する報告事項

それでは、「その他」で5番目でございます。「27年度報告」に関する報告事項」になりますけれども、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○松前課長補佐　　では、私から説明をさせていただきます。

資料5でございます。先生方に御議論いただきました「27年度報告」については、3月に公表されたところでございます。その際には、こちらの最初の趣旨のところに書かせていただいておりますけれども、当該結論を受けて公益認定等委員会の山下委員長から、日本公認会計士協会へ実務指針等により普及を依頼する文書を発出しているところでございます。協会では当該文書を受けて具体的に検討をしていただきまして、実務指針を公表することで対応を図っておられるということでございます。

その中で、個別の会計基準のうち「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」については、27年度報告の結論で本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行であるという結論を出していただいているところでございます。

公益法人が自主的に適用することは妨げないという取り扱いであって、加えて公益法人が会計監査を受けている場合の取り扱いについては別途、公認会計士協会で検討していただきたい旨の結論を示しているところでございました。協会の方で一定の取り扱いを依頼している部分がございますので、その点につき御報告させていただきたいと思います。

次は、協会との連携についてでございます。

1つ目でございますけれども、今年の9月27日付で委員会の実務指針第34号が改正になりまして公表されているところでございます。公表の経緯は、この「27年度報告」に基づいて委員長からの依頼に基づき検討されたということで公表されてございました。

2ページ目でございますが、その「主な改訂内容」の中を見てもみますと、まず1つ目が実務指針の構成項目については全体的に改められているところでございました。

2つ目でございますけれども、「監査上の取扱い」の1.の「監査上の留意事項」の中に過年度遡及会計基準が新設されているところでございます。この過年度遡及の会計基準の新設についてでございますが、別途、参考資料5-1をつけさせていただいておりますが、同じ内容につきましてここに示させていただいております。読ませさせていただきます。

「27年度報告」においては、過年度遡及会計基準について原則適用とするのではなく、本基準の企業への適用状況、公益法人の実態等に鑑み、「自主的に適用することは妨げない」という取扱いが示されました。併せて、「公益法人が会計監査を受ける場合の取扱い

については、別途、日本公認会計士協会において、「ご検討いただきたい」という取扱いが示されました。

この点、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合には、過年度遡及会計基準を適用することにより、「財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることができる」という趣旨は、非営利組織における財務報告の目的を達成する観点からも、企業と公益法人の間で違いはないため、監査対象となるような公益法人においては、通常、過年度遡及会計基準を適用することと示されています。」

2つ目でございますが、28年10月13日付で、実務指針38号、会計基準に関する実務指針の改正について公開草案が公表されたところでございます。今、11月13日までパブリックコメントの期間を経て、現在パブリックコメントへの対応につきまして非営利法人委員会で検討いただいているところでございます。

3ページ目でございますけれども、そのパブリックコメントの内容で、特に検討が必要な事項として、委員会のほうで積極的に御議論いただいていたのが以下の2つでございます。

1つ目が、「過年度遡及会計基準について原則適用することについて」でございます。

2つ目が、「資産除去債務会計基準の適用初年度の取り扱いについて」ということがございました。

1つ目でございますけれども、過年度遡及会計基準の適用については、会計士監査の対象となるような大規模法人については、原則適用という自主的な方針に基づき、先に公表されている実務指針34号とも整合した内容で案を作成されております。この点については、原則適用という実務指針は27年度報告の趣旨に反しているのではないかという会員からのコメントがございましたけれども、34号とあわせてここについては原則適用という方針で変更なく、対応を図られています。

2つ目でございますけれども、27年度報告に基づいて、本年度より当該会計基準を適用した場合には、資産除去債務の経過年度に対応する費用をどのように会計処理するかという点がパブリックコメントで問い合わせがきているところでございます。

当該会計処理については、適用初年度に類似する取り扱いと考えられるため、会計基準の設定主体である、公益認定等委員会が経過措置として公表するような性格のものでもあるとは考えられます。

また、一方では、公益法人会計基準に記載のないものは企業会計に準ずるという過去の慣行があったため、適用については法人の自主性に任されていることから、特に経過措置については公表しなかったという経緯もございます。

会計処理の方向性については会計士協会と考え方は同じであり、過年度損益として注解14に基づいて経常外費用として処理することを原則的な考え方として、重要性がない場合は経常費用とする方向としているところでございます。

この結論については、収支相償や支出計画等の実施において影響がないと考えられています。

参考でございますけれども、参考資料5-2、参考資料5-3にも添付をさせていただきましたが、協会ではパブリックコメントへの回答案として、今般27年度報告により、公益法人の会計においても資産除去債務に関する会計基準が適用されることが明確化されたため、27年度報告の公表を契機に、今年度から資産除去債務に関する会計基準を適用とすることとした場合は、既経過期間に対応する費用を経常外費用として処理することも認められると考えられます。

なお、既経過期間に対応する費用に重要性がない場合は、経常費用へ含めることが認められるというような形でパブリックコメントの回答案というふうに現在なっているところでございます。

内閣府で、その経過措置について何か公表するかどうかというのは、別途検討しているところでございます。

(3)でございますけれども、27年度報告の項目にはこの資産除去債務や過年度遡及の会計基準以外にも幾つか会計基準の適用についての結論をいただいているところでございます。現在においては一個一個、項目を書いてございますけれども、実務指針で御対応いただいているのが②の「金融商品に関する会計基準」でございます。

その次は5ページでございますけれども、⑥の「資産除去債務に関する会計基準」、⑦の「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、⑧の「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」ということで、これらについては現在改訂して公表前となっております実務指針のほうで御対応いただいているところでございます。

では、引き続きこの27年度報告の結果を受けて御対応をいただいているものとして、実務指針のほかに研究報告も御準備いただいております。そちらは有価証券の取り扱いの会計処理について公表されることになっています。これらについては、年度内の公表ということで伺っております。以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。御報告ということで、相当、私どもの守備範囲を超えた部分につきまして協会の方でフォローしてもらったというところでございまして、大変我々としては感謝したいと思っております。ありがとうございます。

【閉会】

それでは、最後に何か事務局の方からありますでしょうか。

○小森次長 きょうは特にB特費のところはいろいろ議論が分かれましたので、次回は資料を早目にお渡しして次回議論していただければと思います。

○高山座長 ありがとうございます。当初から見ると1回増えてしまったということでございますが、今度は1月31日10時から、またこの場で、特にB特費についての論点がかな

りありますので、そこでまとめ上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、少し時間は早いのですが、皆様の御協力のおかげで何とか時間内に終わることができました。どうもありがとうございました。

これもちまして、研究会を終わりにします。どうも御苦勞様でした。

以上